

＜委託費の弾力運用についての注意事項＞

委託費の弾力運用についての要件

- 1 委託費の弾力運用(254 号通知 1 (2)から(6)及び3(2))が認められるためには、下記の要件がすべて満たされていることが必要である。
 - ①児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項の基準が遵守されていること。
 - ②委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
 - ③給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
 - ④給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
 - ⑤入所児童に係る保育が保育所保育指針(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号)を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
 - ⑥運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
 - ⑦その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。
- 2 委託費の弾力運用(254 号通知 1 (4))が認められるためには、1 の要件と 254 号通知の別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施することが必要である。
- 3 委託費の弾力運用(254 号通知 1 (5)、(6)及び3(2))が認められるためには、254 号通知 1 (4)の要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすことが必要である。
 - ①社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」に定める貸借対照表、これら以外の会計基

準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

②毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(児発第 575 号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。）のいずれも満たしていること。

留意事項（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 255 号・雇児保発 0903 第 1 号より抜粋）

- 1 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね 1 年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、経理等通知の 1 の(4)から(6)に関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。
- 2 経理等通知の 1 の(3)及び(4)並びに 3 の(1)に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、又は前期末支払資金残高を取り崩して使用場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知 1 の(4)による別表 2 に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。
 - (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
 - (2) 建物の修繕、模様替え等
 - (3) 建物附属設備の更新
 - (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
 - (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の補装等
 - (6) 登所バス等の購入、修理等

留意事項（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 256 号・雇児保発 0903 第 2 号より抜粋）

- 1 保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用に取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、市長(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会)の承認を得るとともに、市（同一の設置者が他の市町村に保育所を設置する場合は当該市町村）との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。（問 8）
- 2 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。

ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。（問 13）